

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	生活療養標準負担額減額の認定及び認定証の交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第26条の6の4	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>生活療養標準負担額減額認定の申請・認定証の交付 国民健康保険法施行規則 第26条の6の4 健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号の規定による被保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額減額申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿又はその写しによって確認できることができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間 (3) 令第29条の3第1項第5号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第3項第1号において「減額認定世帯員」という。)の全てが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第62条の3第1号に定める者である旨 (4) 被保険者の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は、様式第1号の6の2による生活療養標準負担額減額認定を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、保険者が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年 1月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即日</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成27年 1月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額
 平成 8 年 8 月 1 6 日 厚生省告示 第 2 0 3 号
 最終改正平成 2 0 年 3 月 3 1 日 厚生労働省告示 第 2 2 1 号
 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の区分に応じ、それぞれ
 同表に掲げる額とする。なお、1 日の生活療養標準負担額のうち食事
 の提供に係るものの額は、3 食に相当する額を限度とする。

生活療養標準負担額 《入院の必要性の高い患者以外》

市民税	所得区分	食費(1食)	居住費
課 税	一般(入院時生活療養費Ⅰを算定する医療機関に入院している者)	460円	320円 (1日)
	一般(入院時生活療養費Ⅱを算定する医療機関に入院している者)	420円	
非課税	70歳未満:区分才	210円	
	70歳以上:区分Ⅱ	100円	
	70歳以上:区分Ⅰ		

生活療養標準負担額 《入院の必要性の高い患者》

市民税	所得区分		食費(1食)	居住費
課 税	一般		260円	0円 (1日)
非課税	70歳未満:区分才	過去1年間の入院が ⁹⁰ 日以内	210円	
	70歳以上:区分Ⅱ	過去1年間の入院が ⁹¹ 日以上	160円	
	70歳以上:区分Ⅰ		100円	